

第 7 回（令和 3 年）野洲市農業委員会 総会議事録

令和 3 年 7 月 9 日開催

令和３年第７回野洲市農業委員会総会議事録

令和３年７月９日午前９時３０分より野洲市総合防災センター２階研修室において、令和３年第７回野洲市農業委員会総会を開催する。

１．出席委員 下記のとおり

１番	清水 稔
２番	小森 貴夫
３番	坂口 茂
４番	辻川 清太郎
５番	島村 平治
６番	北脇 広美
７番	苗村 善明
８番	辻 清子
９番	東郷 恵子
１０番	石塚 健一
１２番	有馬 和夫
１３番	安田 健一
１４番	市木 和雄
１５番	飯田 百合子
１６番	白井 嘉嗣
１７番	前田美幸枝
１８番	杉江 保彦
１９番	岩井 正男
２０番	吉川 久和
２１番	青木 徹
２２番	藤岡いづみ
２３番	田中 靖志
２４番	小森 正人
２５番	井狩 憲一
２６番	武浪 勘治

欠 席

１１番	森 恒仁
-----	------

会議に参与したる職員

農業委員会事務局長	西村 拓巳
事務局次長	小松 美進

主 幹 竹中 宏

農林水産課 主 任 保智 翔太

議 長 ただいまの出席委員は、25名であります。

欠席は、11番 森 恒仁 委員です。よって、本総会が成立（出席者が過半数）いたしました。ただいまから令和3年第7回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第24番 小森 正人 委員、第1番 清水 稔 委員を指名 いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第25号から議第27号を上程します。

議第25号 農地法第3条第1項の規定による申請について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

「議第25号 農地法第3条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、2件であります。

1件目は、小南●●●●番の田154.00㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書5ページをご覧ください。別紙1の添付資料の1をご覧ください。譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

2件目は、六条●●●●番の田2,232.00㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。別紙1の添付資料の2をご覧ください。譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要

件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

会 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第5番 島村 委員お願いします。

島村委員 この農地は、154 m²と極小で田として利用するのも難しく、換地時に譲渡するとの約束もあったことから、今回、契約が成立したものです。

会 長 続きまして、4番 辻川 委員お願いします。

辻川委員 これについては、●●●●氏は非農家で次の代も農業をしないと言うことで早くから売買したいと探しておられまして、●●●●さんと契約が成立しました。●●●●さんが耕作されますので問題ないと思います。

会 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

会 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第25号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第25号について賛成の方は挙手をお願いします。
全員挙手と認めます。よって議第25号は議案どおりと決定いたしました。
続きまして議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請について を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2、3ページをご覧ください。
「議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。
案件は、5件であります。

1件目は、高木●●●●番の現況地目宅地の畑地109.09 m²について、●●●●氏から●●●●氏に、物置及び車庫の用地に転用するため売買により所有権移転されるものです。なお、当該土地は、以前から隣接する●●●●番と併せて●●●●氏から●●●●氏が借地し、60年程前から物置及び車庫が建築されていたこ

とから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書 5 ページをご覧ください。別紙 2 の添付資料の 1 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

2 件目及び 3 件目は関連がありますので併せてご説明させていただきます。久野部●●●●番の畑地 46.00 m²について、●●●●氏から●●●●氏に、一時転用で埋蔵文化財発掘調査のため使用貸借され、その後、本転用で自己用戸建専用住宅用地に転用するため売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書 7 ページをご覧ください。別紙 2 の添付資料の 2 及び 3 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、本転用時には都市計画法に基づく開発許可が必要となります。当該土地の整備に当たっては、擁壁及びコンクリートブロックを設置して盛土され、隣接農地への土砂の流出を防ぎます。雨水排水は、U 型側溝で一ヵ所に集水して隣接する水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

4 件目は、野田●●●●番の現況雑種地の田 506.00 m²について、●●●●氏から●●●●氏への使用貸借により資材及び機材置場に転用されるものです。借り人は、●●●●氏の子で、自営業として文化財の発掘・掘削工事を営んでおり、当該土地の隣接地を資材及び機材置場として使用していたが手狭となったことから、以前より当該土地へ拡張して使用されていたため顛末書を提出していただいています。位置図は議案書 8 ページをご覧ください。別紙 2 の添付資料の 4 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 2 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。当該土地の整備に当たっては、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置して、隣接農地への土砂の流出を防ぎます。雨水排水は、真砂土を入れて転圧し、自然浸透で処理されます。

5 件目は、比留田●●●●番の田 1,550.00 m²について、●●●●氏から●●●●●氏に売買により所有権移転し、資材置場に転用されるものです。借り人は、近江八幡市で建築業を営んでおり、草津・守山方面での受注増に対応するため当該土地を資材置場として使用されるものです。位置図は議案書 6 ページをご覧ください。別紙 2 の添付資料の 5 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。当該土地の整備に当たっては、当該土地を擁壁等の構造物で囲んで隣接農地への土砂の流出を防ぎます。雨水排水は、U 型側溝で一ヵ所に集水して隣接する水路へ放流されます。

会 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
一件目の議案については、私が意見委員となりますので説明をさせていただきます。

武浪委員 申請人の●●●●氏は、申請地の高木●●●●番と併せて隣接する●●●●番を以前から●●●●氏より借地されていて、建物も立っており排水対策もされています。代が変わる前に所有権移転を行おうと調査されたところ農地であることが判明したため、今般、顛末書を付けて申請をされたものです。

会 長 続きまして、第 1 9 番 岩井 委員 2 件続けてお願いします。

岩井委員 譲受人の●●●●氏は、現在、県道木部野洲線の沿道に住んでおられますが、拡幅工事に伴い移転を余儀なくされたことから、集落内で移転先を求められ自身が所有する土地及び今回の隣接農地に住宅を建築されるものです。建築に先立って、一時転用で使用貸借により文化財発掘調査を行い、その後所有権を移転し建築される予定です。

会 長 続きまして、第 2 4 番 小森 正人 委員お願いします。

小森委員 申請地は、農業振興地域内にある農用地区域外の農地であり、集落内続きの農地ではありますが、農地に隣接し後方に農地の広がりが見受けられることから第 2 種農地です。譲受人は、以前より隣接地を資材置場として利用されていたが、手狭であったため今回の申請地に拡大して使用されていました。今回、資材置場として一体的に利用できるよう使用貸借により転用されるもので、既に利用をしていたため顛末書を提出いただいています。

会 長 続きまして、第 2 1 番 青木 委員お願いします。

青木委員 譲受人の●●●●氏は、近江八幡にて建築業を営んでいますが、草津、守山方面で受注が増えてきている状況で資材等を置く場所がないとのことで、土地所有者は農地を手放したいことから今回の契約が成立しました。土砂、碎石置場、コンクリート等の置場として使用され、境界は擁壁を設けて雨水は会所マスの集め排水します。

会 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 26 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 26 号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第 26 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 27 号農用地利用集積計画について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 4 ページをご覧ください。

「議題 27 号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。利用権が設定されたのは、合計 9 件、21 筆、25,788.00 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

会 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 27 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 27 号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第 27 号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和 3 年第 7 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 13 分